

葉山町行事の共催及び後援に関する規程

平成 16 年 2 月 2 日訓令第 1 号

(趣旨及び目的)

第 1 条 この規程は、本町の産業、観光、教育文化等の振興及び活性化並びに環境、福祉、消防、防災、土木、都市計画等行政事務及び事業の推進又は向上を図るため、公益上必要と認められる行事を行う各種団体等に対し共催又は後援を行う場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 共催 共同主催者としての責任の一部を分担することをいい、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 行事の企画又は運営への参画
 - イ 実行委員会等企画運営に係る会議への出席
 - ウ 行事開催に要する経費の負担
 - エ 会場の設営若しくは撤去又は行事の進行への参画
- (2) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいい、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 名義の使用承認
 - イ 周知のための広報又は啓発
- (3) 団体等 一定の目的を持った行事を企画する 2 人以上で構成された団体及び行事の目的が明確であり活動実績が団体と同程度と認められる個人をいう。

(承認の基準)

第 3 条 町長は、次の各号の全てに該当する行事について、共催又は後援をすることができる。

- (1) 町の施策の推進上有益であると認められるもの
 - (2) 安全対策、廃棄物対策等が十分に講じられているもの
 - (3) 主催者の存在及び役員その他の責任者が明らかであること。
 - (4) 堅実な活動実績を有し、事業の遂行能力が十分であると認められる団体等が主催する行事であること。
 - (5) 参加料等を徴収する場合は、徴収の額及び目的が事業の規模と内容に応じて適正かつ明確であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、共催又は後援をしないものとする。
- (1) 法令又公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

- (2) 町の政治的中立性及び宗教的中立性を損なうおそれのあるもの
- (3) 営利又は商業宣伝を主目的としているもの
- (4) 後援又は共催にふさわしくないもの
- (5) 団体の親睦目的のもの、団体の構成員のみを対象としているもの
- (6) 会員の勧誘を目的としているもの
- (7) その他町長が適当でないと認めるもの

(申請の手続き)

第4条 町の共催又は後援を申請しようとする者は、共催(後援)承認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて行事の開催1か月前までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 団体規約、会則
- (4) 団体活動実績
- (5) 団体役員名簿
- (6) その他町長が必要と定める書類

2 町長は、前項の申請書の提出を受けた場合には、速やかに承認の可否を決定し、共催(後援)承認(不承認)通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(報告)

第5条 共催又は後援の承認を受けた行事の主催者は、当該行事の終了後1か月以内に共催(後援)行事实績報告書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(変更)

第6条 第4条の規定により承認を受けた後に、申請内容に変更が生じた場合又はやむを得ない事由により事業等中止する若しくは中止したときは、速やかに共催(後援)変更届(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月1日訓令第6号)

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成3年5月31日訓令第4号)

1 この訓令は、令和3年6月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日訓令第 2 号）

- 1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の葉山町行事の共催及び後援に関する規程は、この訓令の施行日以後の申請分について適用し、施行日前の申請分については、なお従前の例による。